

2022年（令和4年）5月12日

〒530-8211

大阪市北区中之島2丁目3番18号

株式会社朝日新聞社

代表取締役 中 村 史 郎 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 鈴 木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL: <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕間瀬・鈴木法律事務所

弁護士鈴木尉久

TEL: 078 - 351 - 1669

FAX: 078 - 351 - 1667

再 申 入 書

当法人は、貴社に対し、2021年（令和3年）6月21日付申入書により、「朝日新聞購読契約書」に記載されている「購読料の改定が行われた場合は、新購読料といたします。」との契約条項（以下、「本件契約条項」といいます。）を削除すること、並びに、貴社傘下の新聞販売業者に対し、購読者の個別同意なしでの上記契約条項に基づく値上げ後の購読料請求及び購読料の値上げを承服できない購読者による新聞購読契約の解約の

妨害をしないよう指導することを申し入れましたところ、2021年（令和3年）7月20日付で貴社より回答書（以下、「本件回答書」といいます。）を受領致しました。ご対応くださりありがとうございました。

今般、本件回答書を検討しましたところ、本件契約条項が消費者契約法10条には該当せず、有効である旨のご回答については、当法人としては同意できないものの、朝日新聞販売店等の販売業者に対して購読者からの解約を不当に制約することのないよう助言しているとのことご回答については、当法人の上記の申入れの趣旨に沿ったものであるように思われます。

そこで、当法人は、貴社に対し、本書により、本件回答書の内容を踏まえて、再度の申入れをする次第です。つきましては、本申入れに対する貴社の御回答を、本書面到達後1カ月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

申 入 れ の 内 容

貴社は、本件回答書において、「弊社ではASA（朝日新聞販売所）に対して、購読料の改定の趣旨を購読者に丁寧に説明し、改定についてご理解いただけるよう努めるとともに、購読者のご要望に応じて解約にも応じるよう、助言を行っております」と回答されています。

そこで、これに関して、以下の点を、当法人にさらにご説明いただきたく、申し入れる次第です。

記

- (1) 貴社としては、朝日新聞販売店等に対し、「本件契約条項があるので、購読料は当然に値上げされ、その改定に関して購読者の理解と同意を得る必要はない。」旨を過去に伝達したことはないし、今後も

するつもりはないということであると理解してよろしいでしょうか。

- (2) 貴社としては、朝日新聞販売店等に対し、「本件契約条項があるので、購読料は当然に値上げされ、その改定に不服のある購読者が新聞購読契約を解約することは認めなくてよい。」旨を過去に伝達したことはないし、今後もするつもりはないということであると理解してよろしいでしょうか。
- (3) 貴社は、朝日新聞販売店等に対し、今まで、今般の購読料の改定に関して購読者の理解と同意を得るよう努めるよう要望し、また、購読者からの解約を不当に制約することのないよう要望したことがありますか。ある場合には、その時期、方法、内容等について具体的にご説明ください。また、将来、要望する予定があるのでしたら、それについてもご説明ください。
- (4) 貴社は、朝日新聞の購読者が、朝日新聞販売店等との間の新聞購読契約における苦情を申し出る苦情相談窓口を設置されていますか。設置されている場合には、その概要をご説明ください。
- (5) 貴社は、朝日新聞の購読者が、今般の購読料の改定に同意できず解約を希望して、朝日新聞販売店等に対し新聞購読契約の解約を申し入れたが、朝日新聞販売店等がこれを拒み、購読者から苦情が寄せられたというような事例を、現時点までに把握していますか。そのような苦情事例があった場合には、その件数と苦情に対する貴社の対応をご説明ください。苦情事例がない場合には、購読者のこの種の苦情を把握したときにどのように対応される予定なのかをご説明ください。

以 上